

令和7年度公正取引委員会調達改善計画の自己評価結果（概要）

令和8年6月30日

公正取引委員会

1 重点的な取組

(1) トータルコストを重視した調達の検討

令和7年12月から令和8年1月にかけて、当委員会は庁舎移転を行ったところ、旧庁舎から新庁舎へ移す資料や什器等の移転にかかる経費を削減するため、不要文書及び不要物品の廃棄を進めるとともに、サイドワゴンを大幅に削減し、職員個人のごみ箱も廃止する一方で、これらの新規調達を行わないとともに、国会中継に係る受信契約も廃止し、新庁舎への配線工事も行わなかった。

以上の取組を行った結果、引越費用の削減や移転後の新たな物品及び役務の調達費用を削減することができた。

(2) 情報システム調達の改善

情報システム調達については、当委員会内の情報システムに関する調整、予算、調達等を統括する全体管理組織（PMO）が、各課室の調達案件の概要を把握するとともに、事業者からの提案や積算内容を確認するなどして、調達方針の検討に関与した。

また、「当委員会ホームページシステムの運用支援業務」、「審査情報解析システムに伴うシステム機器類の移送及び再構築業務」及び「電子証拠解析環境の構成検討業務」の調達においては、各システムの設計・開発を行った事業者であるという理由のみで随意契約とするのではなく、入札可能性を探るため公募手続（入札可能性調査）を実施することにより、競争性の確保に努めた。

情報システムの調達に当たっては、引き続き、案件の特性を考慮の上、既存の事業者以外の事業者の入札参加可能性を探るなど、競争性の確保に努めるとともに、更なる改善策の検討を進める。

2 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

入札公告については、原則入札の15日前に実施するよう努めたところ、令和7年度に契約した53件の入札案件のうち、再公告入札1件を除き全ての入札において入札期限の15日前に公告を実施することができた。

入札参加業者数の確保に関しては、案件ごとに、履行期間又は納期が十分に確保できているかなどについて検討し、前年度と比較可能な6件のうち4件（66.7％）で履行期間又は納期を前年度より長い期間を確保したが、入札参加業者数が増加する案件はみられなかった。また、契約期間が年間の案件など、履行期間を変更できない案件についても、前年度と比較可能な10件のうち4件（40.0％）で、入札公告から契約開始までの準備期間を前年度より長い期間を確保したが、入札参加業者数が増加した案件はなかった。

なお、企画競争等競争性のある随意契約を除き、24件のうち9件（37.5％）について公募手続を行ったところ、このうち1件については一般競争入札に移行することができた。

(2) 調達事務のデジタル化の推進

令和7年度に契約した入札53件について、全ての入札でGEP S¹を利用して入札公告を行うとともに、GEP Sの電子入札機能による入札参加を可能とした。

この結果、電子入札率²は、前年同時期の95.5％から90.6％に下落し、電子契約率³については、前年同時期の63.5％から70.8％に上昇した。令和7年度において、地方事務所の入札案件が1件発生したことから、GEP Sを利用して電子入札を実施したところ、地元以外の事業者による入札参加があった。

なお、地方事務所の入札案件において、電子入札率は、前年同時期と同様に100％を維持したが、電子契約率は、前年同時期と同様に0％であり、変化が見られなかった。

以上

¹ GEP Sとは、政府機関（府省等）が共同利用するシステムで、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る調達手続をインターネット経由で電子的に行うシステムである。

² 電子入札率＝電子応札案件数/電子入札案件数のことである。また、「電子入札案件数」は、入札案件数のうち、電子入札が可能な件数（紙と電子の混合を含む。）のことであり、「電子応札案件数」は、開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数のことである。

³ 電子契約率＝電子契約案件数/電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約数のことである。また、「電子契約案件数」は、契約確定件数（ただし、入札案件に限る。）のうち、契約書又は請書を電子で実施した案件数のことであり、「電子入札によらない電子契約数」は、電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数（電子契約案件数の内数）のことである。

重点的な取組、共通的な取組										令和7年度自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)						様式1
令和7年度の調達改善計画																
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標		実施(予定)時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期				定量的	定性的			
○		トータルコストを重視した調達の検討	庁舎内のインフラ(事務機器等)について、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直すとともに、調達後の運用・維持管理、収納・保管費用等に要する費用を含めたトータルコストを重視した観点で仕様設定を行うなど計画的に経済性の高い調達を行う。	令和7年度に本局の庁舎移転を予定していることから、庁舎移転前から移転後の運用・維持管理等を見据えて調達内容等を検討することは、調達改善の余地が大きいと考えられるため。	A	R5	庁舎移転を見据えた調達及び不用品個人文書や物品等の削減を行い、庁舎移転の際の引越し費用を含むトータルコストを削減する。	R7	R7	令和7年12月から令和8年1月にかけて、段階的に庁舎移転を行う予定であるところ、新庁舎に移す資料や什器等を削減するため、不要文書及び不要物品の廃棄、サイドワゴン的大幅な削減(移転後に新規調達しない)、職員個人のごみ箱の廃止(移転後に新規調達しない)、国会中継の契約停止(新庁舎への配線工事も行わない)等を行うことにより、引越費用の削減や移転後の新たな物品及び役務の調達費用の削減などを行った。	A	—	新庁舎に移す資料や什器等を削減するとともに、新規調達を抑えることにより、庁舎移転にかかるコストを削減することができた。	現状維持を望む職員に対し、これらコスト削減の取組への協力に理解をしてもらう必要がある。	今後、庁舎移転が行われることとなった場合には、今回の経験を活かすこととする。	
○		情報システム調達の改善	・情報システム調達については、当委員会内の情報システムに関する調整、予算、調達等を統括する全体管理組織(以下「PMO」という。)が積極的に関与して、調達の仕様及び方式を検討するとともに、事業者からの提案や積算内容の評価することによって、調達方法の改善策を講じてい。 ・また、予算要求段階から、PMOが重複投資の排除や機能の統廃合等の調整を行う。		A	R4	情報システム調達に関する予算要求から調達までの一連の流れにおいて、PMOの局内へのガバナンスを強化することにより、契約方式や調達価格の適正性を確保する。	継続	年間	・情報システム調達については、PMO(デジタル統括アドバイザー及び情報システム室の一部担当者を構成員に含む)が、各課室の調達案件の概要を把握するとともに、必要に応じて調達前後に開催する打合せに参加して事業者からの提案や積算内容を確認するなどして、調達方針の検討に関与した。 ・情報システム調達に関する令和7年度の予算要求においては、PMOが担当課室の作成した積算の妥当性等を確認し、当委員会のシステム予算全体での調整を行った上で決定した。	A	—	・当委員会ホームページシステムの運用支援業務については、複雑化した業務の効率化を図る観点から専門の事業者を外注することとしたところ、調達に当たっては、当該システムの設計・開発を行った事業者であるという理由のみで随意契約とするのではなく、複数の事業者の入札参加可能性を探るため公募手続を実施することにより、競争性の確保に努めた。 ・審査局が調達した「審査情報解析システムに伴うシステム機器類の移送及び再構築業務」や「電子証拠解析環境の構成検討業務」、次期調達予定の審査情報解析システムについて、デジタル統括アドバイザーを含むPMOが上記システムの調達方針の検討に関与した結果、専門的かつ客観的な知見が調達内容に反映された。	情報システム調達に係る契約の更新に当たっては、案件によって既存業者以外の入札参加可能性を探るなど競争性の確保に向けて取り組み必要がある。	引き続き、案件の特性を考慮の上で既存業者以外の事業者の入札参加可能性を判断するなど、競争性の確保に努め、更なる改善策の検討を進める。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【競争性の確保などに向けた取組】 ・公告期間を十分に確保する。 ・案件ごとに仕様書の内容を検証し、履行期間を十分に確保するとともに、必要に応じて仕様書で示す条件等を変更する。 ・これまで競争性のない随意契約を行っていた案件については、入札可能性を検討するため公募手続も積極的に採用する。		A	H25	前年度と比較可能な入札案件について、新規事業者が応れる案件の割合を増加させるよう努める。	継続	年間	・公告は、原則、入札の15日前に実施して、契約内容を十分に周知し、多数の入札参加者を得られるよう努めた。 ・案件ごとに、仕様書の内容を検証するとともに、履行期間が十分に確保できているかなどについて検討した。 また、年間契約など、履行期間を変更できない案件については、公告時期を早め、公告から契約開始日までの準備期間を十分に確保するよう努めた。 ・これまで競争性のない随意契約を行っていた案件については、可能な限り入札可能性を検討するための公募手続を行った。	A	—	・令和7年度に契約した入札案件53件のうち、再公告入札1件を除いた52件において入札の15日前に公告することができた。 ・履行期間については、履行期間を変更できる案件のうち、前年度と比較可能な入札6件のうち4件(66.7%)で履行期間又は納期を前年度より長くしたが、入札参加業者が増加した案件はなかった。 また、履行期間を変更できない案件については、前年度と比較可能な入札10件のうち4件(40.0%)で準備期間を前年度より長くしたが、入札参加業者が増加した案件はなかった。 ・令和7年度において、企画競争を行った競争性のある随意契約を除き、24件中9件(37.5%)について、公募手続を行った。公募手続を行った結果、一般競争入札に移行した案件は1件であった。なお、公募を行った9件のうち2件は、公募に応募した者全てと契約するものである。	・納期を見据えて余裕のある調達日程となるよう事業担当課に協力を求め、特段の理由がない限り公告期間が15日以上となるよう取組を徹底する必要がある。	他省庁における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指摘を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。	
			【一者応札案件等の改善に向けた取組】 ・前回一者応札となった案件について、チェックリストを活用した事前審査を行う。 ・今回一者応札になった案件について、入札不参加事業者からヒアリングを行い、要因を分析する。 ・継続して一者応札となった案件及び再度一者応札となった案件については、契約監視委員会に諮り、外部有識者の知見を活用して事後審査を行う。		前回一者応札となった事情を分析し、適切な対策を講じることで、競争契約における一者応札の割合を減少させる。		年間		・令和7年度は、前回一者応札となった案件と同種の一者応札となった案件が1件あった。このため、一者応札となった要因について分析するとともに契約監視委員会に上程し検討した。 ・令和7年度に契約した入札のうち、一者応札となった案件については、入札説明書等入手したものの応札しなかった入札不参加事業者のうち協力を得られた事業者からヒアリングを実施し、一者応札となった要因を分析した。	B	—	・一者応札の割合は、18.9%(一者応札件数:10件/入札件数53件)であり、昨年同時期の10.6%(7件/66件)から増加した。 なお、ヒアリングによって把握した入札に参加しなかった理由としては、「協力会社を期限内に確保できなかったため」、「仕様の一部の条件を満たせなかったため」などがあった。	・これまで競争性のない随意契約を行っていた案件について公募手続を行ったものの、一般競争入札に移行した案件は1件のみであったが、できるだけ競争性を持たせるため、引き続き入札可能性を検討し、公募手続を行っていく必要がある。			
			【不落・不調となった個別案件の要因分析】 ・不落・不調となった案件については、入札参加業者からヒアリングを行って要因を分析し、必要に応じて仕様書で示す条件等を変更する。		R6		不落・不調となった案件については、要因を分析して再発を防止する。		年間	令和7年度は、不調となった案件が3件あった(2件は再入札を行った結果落札、もう1件は価格交渉を実施し随意契約を行った。)。不調の要因を確認したところ、予定価格を算定する際に事務的な手違いがあったこと、参加業者が2回目の入札手続を誤ったことがそれぞれ判明した。	A	—	改めて予定価格を算定し直し、再入札を行ったところ、落札に至った。	昨今の物価高騰を踏まえた予定価格を積算する必要がある。また、事務的な手違いが起きないよう細心の注意を払う必要がある。		引き続き不落・不調の場合の要因分析を実施する。
○		調達事務のデジタル化の推進	・入札実施、契約書作成等にGEPS(電子調達システム)を活用する。 ・地方事務所で実施する入札案件も電子化を推進する。 ・原則電子入札によることを入札公告に記載するとともに、紙入札を希望する事業者に対しては、希望理由を書類で提出してもらうなど電子入札を積極的に推進する。 ・事業者に対して電子契約を働きかける。 ・見積書、請書、請求書等の電子メールによる提出を可能とし、書面により提出される場合も押印は不要とする。		A	R4	調達手続の電子化を推進する。	継続	年間	・入札公告や入札説明書等については、GEPSを使って調達ポータルに掲載するとともに、GEPSの電子入札機能による入札参加を可能とすることによって、事業者の事務負担軽減に努めた。 ・地方事務所で実施する入札についても電子化を推進する方法を検討し、令和7年度は地方事務所の入札案件が1件発生したことから、当該案件においてGEPSを利用して電子入札等を実施した。 ・電子入札及び電子契約の利用を高めるため、電子入札により難く紙入札を希望する場合は、紙入札を希望する旨の理由書の提出を求めるようにしている。 ・電子応札で落札した事業者に対して、口頭やメールによって電子契約を働きかけた。 ・見積書の提出については、原則、電子メールとし、請求書等の提出についても電子メールによる提出を促し、契約業者が電子メールによる提出を希望した場合、全て電子データで受領した。	A	・令和7年度に契約した入札53件は、全ての入札でGEPSを利用して公告を行うとともに、入札説明書等をGEPSからダウンロード可能とした。また、全ての入札で、GEPSの電子入札機能による入札参加を可能とした。 ・本局及び地方事務所における入札案件において、電子入札率は、90.6%(電子応札件数:48件/電子入札案件数:53件)であり、前年同時期の95.5%(63件/66件)から下落した。また、電子契約率は、70.8%(電子契約案件数:34件/電子応札案件数(48)+電子入札によらない電子契約案件数(0):48件)であり、前年同時期の63.5%(40件/63件)から7.3ポイント上昇した。 なお、地方事務所においては、電子入札率は100%(1件/1件)で前年同時期(2件/2件)と同率を維持したが、電子契約率は0%(0件/1件)と、前年同時期(0件/2件)から変化が見られなかった。	・令和7年度は地方事務所の入札案件が1件発生したため、当該地方事務所の入札案件は、本局会計室の担当者が出張することによって、GEPSを利用して電子入札を実施した。 当該入札には地元の事業者以外が参加しており、電子入札が競争性の向上に寄与していると思料しているため、引続き取組を進める。 ・入札の実施に際し、紙入札を希望する旨の理由書を提出を求めることにより、入札及び契約の電子化の向上に寄与したものと考えられる。	・地方事務所での入札案件は、地方事務所単位で見ると年に1件程度しかないため、各地方事務所にGEPSの利用環境を整備・維持するコスト(冒然トレーニングなど)の問題がある。そのため、地方事務所でGEPSを利用して電子入札を実施するに、現状、本局会計室の職員が出張して対応する必要がある。しかし、地元以外の事業者が入札に参加するという効果が見られたことから、今後も、費用対効果を検証しつつ、継続して地方事務所で行う入札の電子化を推進していく必要がある。 ・電子入札及び電子契約の利用を高めるための入札提出書類の変更が有効であることが確認されたため、今後も入札方法についての検討を行う。	これからもGEPSを積極的に活用する。	

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
電子応札案件数:開かれた入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+:効果的な取組
A:発展的な取組
B:標準的な取組

※2 進捗度

A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
1 オープンカウンター方式の実施 ・ 費用対効果を考慮した上で、物品購入等について、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施する。	継続	物品購入(5件)及び印刷製本(12件)についてオープンカウンター方式による調達を実施し、うち4件は令和6年度までに受注実績のなかった事業者が契約者となった。	—
2 随意契約の事前審査の実施等 ・ 競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	継続	—	令和7年度に競争性のない随意契約を行った10件について、随意契約審査委員会を実施し、契約の適否等について、事前審査を実施した。
3 契約の事後検証の実施 ・ 契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証をし、指摘事項に基づき調達を改善する。	継続	—	令和7年6月及び12月に、オンライン形式で契約監視委員会を開催し、前者においては、令和6年下半年に契約した調達案件のうち、外部有識者3名が抽出した3件について、後者においては、令和7年度上半期に契約した調達案件のうち、外部有識者3名が抽出した3件のほか、継続一者応札案件1件の計4件について、当該外部有識者による検証を実施し、その結果をホームページ上で公表した。 https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/zuikeitekiseika/kanshiinkai/index.html
4 調達事務担当者に対する研修等 ・ 会計室以外の職員を対象とした研修を行い、調達事務に関する基礎知識の習得のほか、調達改善の取組等を紹介する。 ・ 調達事務のQ&Aや調達改善の取組に関する情報等をイントラネットに掲示し、会計室が把握した情報を共有する。 ・ 以上の取組により、組織全体として調達改善等の意識向上に努める。	継続	令和7年5月に、オンライン形式により、本局各課室及び地方事務所で調達業務を担当している又は今後担当する可能性のある職員を対象として、官製談合防止法についての研修を行った。 令和7年7月に、オンライン形式により、本局の各課室の総括係長や地方事務所の総務係長等に新たに就いた職員16名を対象に、調達事務を含む予算執行に関する基礎研修を実施した。 令和7年9月に、対面とオンラインのハイブリッド形式により、本局の各課室及び地方事務所で調達業務に携わる職員64名を対象に研修を実施し、調達事務の基礎知識や公共調達の適正化に関する当委員会の取組を説明するとともに、当委員会が公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」(報道発表平成30年6月13日)及び「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」(報道発表令和4年2月8日)を再周知した。 令和8年3月から4月にかけて、本局の各課室の総括係長については対面で、地方事務所の総務係長等についてはオンラインで、最近の調達事例等を挙げつつ、調達事務も含めた適正な予算執行に関して説明会を行った。	イントラネット上の調達担当者向けのスペースにおいて、左記2つの実態調査報告書のほか、官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書の参考資料として作成した「1分で分かる官談法」や「理解度チェックリスト」も含め、調達に関する情報を一元的に掲載し、制度の改正等があった際には、新しい情報に随時アップデートしている。
5 クレジットカード(法人カード)の活用 ・ 公共料金及び高速料金の支払にクレジットカードを活用する。	継続	—	公用車のETC料金については、本局及び7地方事務所全てにおいて、引き続き、クレジット決済を活用した。また、水道料金については、クレジット決済が可能な4地方事務所において、引き続き、クレジット決済を活用し、支払手続の効率化が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 池谷 修一・公認会計士・税理士 】 意見聴取日【 令和8年6月16日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○公正取引委員会の調達における取組の目標に対して取組が、的確に実施されているか ○自己評価において、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか	○トータルコストを重視した調達の検討 新庁舎移転に伴い、通信機器・資料・什器等の見直し・削減等、準備から完了まで大変な作業だったと共に、貴重な成果もあったことと史料します。当初の計画段階の意図と結果の分析、成果と引き継ぐべき課題等を定量的及び定性的に分析し、今後予定される他省庁の移転における改善好事例として、是非役立てることを期待します。 ○情報システム関連の改善 公告を入札の15日前実施を、原則として徹底する取組は、今期の入札参加業者の増加につながらなかったものの、このような地道な活動が最終成果につながります。今後とも継続されることに賛同します。 ○調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札となった場合の応札しなかった事業者からの要因の聴き取り分析、不落・不調となった個別案件の要因分析も、改善活動の成果を継続、維持、拡大において重要です。今後とも継続し最終成果に繋がることを期待します。	○今回の庁舎移転の経験を、他省庁等の庁舎移転の際に生かせるよう努めてまいります。 ○御意見を踏まえ、引き続き入札公告を原則15日前に実施するよう努めてまいります。 ○御意見を踏まえ、引き続き一者応札となった場合の要因分析を行ってまいります。

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○公正取引委員会の調達における取組の目標に対して取組が、的確に実施されているか ○自己評価において、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか	各取組の目標に対しては、的確な取組が実施されていたと考えられる。 一者応札の割合が増えてしまっていることについては、人手不足など市場環境の影響も大きいと考えられるが、公告期間の確保や発注時期の工夫、他省庁との情報共有など、発注者としてできることに引き続き取り組んでいただきたい。 また、事務手続上の問題で不調不落となるのは防止策を講じられるものではないかと考えられ、何らか対応を検討されることが望ましいのではなかろうか。	○一者応札への対応につきましては、御意見も踏まえ、引き続きできることに取り組んでまいります。 ○事務手続上の不手際については、同様の事態が生じないよう対応を検討してまいります。

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○公正取引委員会の調達における取組の目標に対して取組が、的確に実施されているか ○自己評価において、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか	・庁舎移転に際しコスト削減を強く意識していただいたことは高く評価する。貴重な機会であったと思われる。 ・デジタル関連の調達に当たって複数の事業者の入札可能性を模索したり、デジタル調達アドバイザーを含むPMOの助言によって調達の在り方が改善されたとのことである。高く評価できる工夫である。 ・入札公告期間を特段の理由がない限り15日以上とされていることやできるかぎり競争入札の可能性を探られていることは、公開性・透明性という観点では意義がある。 ・近年の急速な物価高に連動する予定価格の見直しは入札不調を回避するためにも重要であるため、積極的な推進を期待する。 ・地方事務所での電子入札については、件数が少ない状況が継続されているところであり、費用対効果の観点から見直しをされてはどうか。行政施策としては合理的な説明がつくことの方が重要ではないか。	(○特段の対応不要) (○特段の対応不要) (○特段の対応不要) ○予定価格の算定に際しては、昨今の物価上昇の状況も踏まえ、適切な予定価格の価格設定に努めてまいります。 ○地方事務所における入札案件が少ないことについては、費用対効果を踏まえ、どのような形で実施していくのが適切か、引き続き検討してまいります。

契約種別規模に係る計数

様式4

(府省庁名：公正取引委員会)

【令和7年度】

(単位：件、円)

		契約件数	契約金額
競争契約		79	1,383,256,207
	うち一般競争契約	79	1,383,256,207
	うち指名競争契約	0	0
随意契約		52	3,846,385,694
	うち競争性のある随意契約	27	443,911,836
	うち競争性のない随意契約	25	3,402,473,858
合 計		131	5,229,641,901

		契約件数	契約金額
本局	公共工事等	4	2,979,229,000
	物品役務等	127	2,250,412,901
	小計	131	5,229,641,901
地方支分部局等	公共工事等	0	0
	物品役務等	0	0
	小計	0	0
全体	公共工事等	4	2,979,229,000
	物品役務等	127	2,250,412,901
合 計		131	5,229,641,901

応札状況に係る計数

様式5

(府省庁名：公正取引委員会)

【令和7年度】

○競争契約

(単位：件、円)

応札者数	一般競争契約				指名競争契約				合計			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	14	17.7%	127,122,587	9.2%	0		0		14	17.7%	127,122,587	9.2%
2者以上	65	82.3%	1,256,133,620	90.8%	0		0		65	82.3%	1,256,133,620	90.8%
合計	79		1,383,256,207		0		0		79		1,383,256,207	

○競争契約のうち総合評価落札方式

(単位：件、円)

応札者数	一般競争契約				指名競争契約				合計			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	2	100.0%	76,054,000	100.0%	0		0		2	100.0%	76,054,000	100.0%
2者以上	0	0.0%	0	0.0%	0		0		0	0.0%	0	0.0%
合計	2		76,054,000		0		0		2		76,054,000	

○競争性のある随意契約

(単位：件、円)

応募者数	企画競争				公募				不落・不調			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	3	30.0%	65,590,012	25.5%	8		179,815,222		1		3,293,840	
2者以上	7	70.0%	191,962,913	74.5%								
合計	10		257,552,925		8		179,815,222		1		3,293,840	
(移行分)					1		31,768,000					
(除外分)					8		3,249,849					